

入札説明書

札幌国際芸術祭2027会場・インフォメーションセンター管理運営業務委託に係る一般競争入札（以下、「入札」という。）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年8月21日（金）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌国際芸術祭2027会場・インフォメーションセンター管理運営業務

(2) 調達案件の仕様書等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 告示日を起点とした過去2年間に於いて、当実行委員会又は札幌市が主催するイベント運営業務の履行実績があること。

(2) 法人又は団体であること。

(3) 本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行し、委託者と円滑に協議ができる体制の事務所を有していること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 告示日を起点とした過去3年以内の期間に於いて、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当していないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税、市区町村税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

(7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者又は、手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。ただし、更生計画認可決定又は、再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。

(8) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者ではないこと。

(9) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル10階
（札幌市市民文化局国際芸術祭担当部内）
札幌国際芸術祭実行委員会 事務局
TEL: 011-211-2314 / E-mail: info@siaf.jp
- (2) 入札書の受領期限
令和8年8月31日（月）12時00分（送付による場合は必着）
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、様式1にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
 - ア 入札書は1通のみ作成し、持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない。）。また、入札書の日付は作成日とすること。
 - イ 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号。ウにおいて以下同じ。）及び「令和8年8月31日（月）13時00分開札「札幌国際芸術祭2027会場・インフォメーションセンター管理運営業務」の入札書在中」の旨を記載し、4-(1)宛てに提出すること。
 - ウ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、4-(3)-イで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に入札者の氏名及び「令和8年8月31日（月）13時00分開札「札幌国際芸術祭2027会場・インフォメーションセンター管理運営業務 入札関係書類在中」の旨を記載のうえ、4-(1)宛てに提出すること。
 - エ 入札書の作成権限を委任する場合は、委任状（様式2）を作成し提出すること。その際、委任状は入札書と同封しないこと。また、委任状の日付は入札書の日付より前の日又は同日とすること。
 - オ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問および回答
 - ア 提出方法
質問書（様式3）を上記4-(1)宛てに電子メールにて提出すること。件名は「（質問）札幌国際芸術祭2027会場・インフォメーションセンター管理運営業務」と

すること。電話又は口頭による質問は原則として受け付けない。

イ 提出期限

令和8年8月26日（水）17時15分

ウ 回答書の閲覧

質問に対する回答は、質問者名を伏せて現在の札幌国際芸術祭公式ウェブサイト（<http://siaf.jp/>）にて公開することとし、個別の回答は行わない。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件に違反した者の行った入札、その他札幌国際芸術祭実行委員会契約事務取扱要領第10条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札する権限を持つ者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年8月31日（月）13時00分

札幌市市民文化局文化部会議室

（札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル10階）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

5 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定の取り消しを行う。

ただし、札幌国際芸術祭実行委員会契約事務取扱要領第27条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌国際芸術祭実行委員会契約事務取扱要領第6条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（様式4「一般競争入札参加資格確認申請書」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（様式4参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は会長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅延なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に会長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において会長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 会長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和52年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（様式5）を提出しなければならない。

(8) 契約条項

別紙（契約書案）の通り

(9) 最低制限価格の設定 無

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、当実行委員会に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記4-(1)に同じ。

イ その他

提出は持参又は送付することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。